時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり
時事新報社電話番號

時事新報

明治廿七年一月九日　火曜日
舊暦癸巳十二月三日（辛亥）
日出午前六時五十三分　日入午後四時四十四分
月出午前八時二十九分　月入午後六時三十二分
滿潮午前六時四十九分　午後七時五分
（西暦一千八百九十四年）
年始より九日　年末まで三百五十六日

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘　○一箇月　前金五拾錢　○三箇月　前金壹圓四拾五錢　○六箇月　前金貳圓八拾五錢　○一箇年　前金五圓六拾錢　○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき旨に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐること尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に送達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

第五議會小史

曩に伊藤內閣が松方內閣の後を承けて政府に立つや見事元老の技倆を揮ふて巧に立憲の過渡を濟せんと欲し夫の超然主義の傍に所謂人氣政略を以てせしが明治政府多年の不人望は一朝一夕に挽回す可くもあらずして民黨は少しも之に服せず却て望む所の敵こそ出でたれと反對の氣焔ますます昂り第四議會に於ては眞一文字に突進して政府をして最早や尋常政略の施す可きなきに至らしめたるより爰に大詔渙發して暫く休戰の姿となり以て第五議會に至りたるみとなれば第四と第五とは二期を通じて恰も一轍の如く決戰は第五の野に於て納せられしなり左れば政府にして別に重大なる新事業の計畫を出さゞる限りは双方の爭ふ所必らず豫算案ならんとは吾も人も期したる所なりしに事未だ茲に至らざるに早くも他の波瀾に激せられ遂に解散を招くみと〻はなれり

是れより先き超然政府も表面に論陣を張るのみならず裏面よりして議會に多數を得るの畫策中なるよし風聞ありて隨て當今最大の政黨と聞えたる自由黨が頻りに軟化云々と評せられ其形迹稍や人をして疑惑を抱かしめたるのみならず議會開會の間際に及び所謂民黨三派の交渉を拒絶するなど頗る變色を呈して迚も此有樣にては前期の如き猛勢を以て政費節減論を始終するの見込もなく左ればとて改進黨と同盟倶樂部のみにては所詮多數を制す可らず國民協會にても亦伊藤內閣に對しては其政略を是認せずとて反抗の心勃々たれども元來積極的主義と稱して結合したるものなるが故に豫算に就ては如何にしても改進同盟等と共に消極的の方針を一にするみと能はず數へ來れば豫算案の爭は政府反對派の爲めに不利の憾なき能はずして即ち休戰以來の戰を繼續して最後の決戰を挑むに苦む樣の次第なれば是に於てか反對派は何がな他の問題を提出し以て內閣の城下に肉薄するか或は少なくとも之によりて反對派の擬勢を作り轉じて豫算に向ふの地歩をなさんとせり殊に國民協會の如きは前內閣の際曾て吏黨と稱せられたるものにして爾後會勢甚だ振はざるの色ありしより一方には現政府を苦め一方には民間の聲援を得て以て他黨に對せんと苦心しつゝある折しも天下の風潮は漸く排外鎖國的の議論を喜ぶの有樣にして同會員中にも亦曾て大隈伯の條約改正案に反對の運動をなしたる一種の人々も少なからざりしかば恰も好しとて同會の外に更に非政社組織なる大日本協會なるものを設け政務調查所の邊をも連絡して自由黨に向ては其內地雜居論を攻擊し政府に向ては條約勵行を督促し爰に一新旗幟を立つるに至れり扨又改進同盟の二派に在ては當期こそ大決戰を試みんものと待設け居たりしに曾て莫逆を約したる自由黨が早く既に改進黨攻擊を始め次いで三派の連結を破裂せしめたるが故に遺恨骨髓に徹して忘る可らず是も必竟自由黨の領袖たる星亨氏の所爲なれとて氏は恰も怨府となりしが是れより先き取引所問題のみとよりして有名なる改進新聞對星亨の裁判事件起り延いて累を農商務省の當局者にも及ぼしたるより之を以て星氏を擯斥し之を以て官紀の弛廢を責めんと欲したるは蓋し此二派に於て最も切なりしかども適に二件の性質たる餘りに細卒末事を認めたるにや更に千嶋艦事件に就て滿腹の不平を注ぎ至重を政府に責めて以て甘心せんみとを期し併せていよいよ解散ともならば輿論の喝采を博するの材料たらしめんと企てたるが如し形勢かくの如く第四議會に在ては民黨なるものは自由改進、同盟の三派なりしが第五期の政府反對黨は改進、同盟、國民、政務調査所の四派にして昨は民黨三派と稱せしかども今は反對四派の文字を換用せざる可らざるみと〻なりて自由黨の顏色また舊の如くならず左れば曾禰副議長の欠任により其改撰を行ふに當ても自由黨の片岡健吉氏に歸せずして却て曩に不人望と視做されたる同盟倶樂部の楠本正隆氏が多數を占むるみととなりしは復た以て反對派の意向を徴するに足る可く隨て議場に現はる可き問題も略々豫知するを得たりしなり

然るに政府は此際如何なる方針を取て對議會策と定めたるや其自由黨との關係は他人の得て窺ひ知る可きに非ざりしかども直に豫算案を以て決戰場と認めたる者の如く而して之に就ては官制改革を以て答辯するに足る可きのみか所謂民黨三派の交渉も見事破裂し畢りたるみとなれば大略既に成れりと安心せしにや剩餘の問題は多寡を括り重きを置かざるの姿にして僅に人氣政略として地價修正案を提出し徒に天下具眼者の譏を招きたるのみ胸中の秘策ありやなしや殆んど測り知る可らずと雖も兎も角も政機一切外に漏れずして民間政治家をして一揣摩臆測に疲れしめたるの一點は全く前內閣の如くならずして寧ろ特色をなせしが如し但し秘密と公開との優劣如何は自から別問題なるのみ

斯ていよいよ會議を開くや果せる哉劈頭第一に星議長信任問題起り次いで不明を謝するの上奏となり更に懲罰に付するみと〻なり遂に除名と決しソレより議長の撰擧に副議長楠本正隆氏を推し副議長の地位には安部井磐根氏を薦め轉じて官紀振肅の上奏となり總理大臣は爲めに待罪の上書をなし樞密院の奏議によりて詔勅を煩はし最後に條約勵行の建議案出づるや十日間の停會を命ぜられ再び開場の即日を以て外務大臣が彼の排外論を反駁するの演説をなし畢ると間もなく再び停會翌日は遂に解散を命ぜられたり而して千嶋艦事件は再度までも質問に及びたるに政府は飽までも從來の方針を變ぜざる旨を答辯せしが衆院は更に進んで上奏に訴へんとの積りなりしに事を果さずして中止せらる即ち十一月二十九日に始まりて十二月三十日に終りたる一箇月間而も停會と休會とを差引くときは僅に半月間にして其間率ね此等の紛擾に日を送り國家必要の法案は之を議するの遑なくして殊に航海奬勵法案の如きも亦共に解散聲中に埋沒せられたるは人々の惜む所なりき以上の諸問題に就ては其都度我輩の論じたる所なれば今更に再びするを要せずと雖も星問題の如き始め何人も之が提議者たるを避けたる樣の次第にして其可否は各員何れも心に頷く所なるにも拘はらず之を起立に問へば無造作にも多數の贊成を表して遂に外國に迄も其失體を示したるは無責任も是に至りて極まれりと云ふ可く又官紀問題の如きものを以て宸聰を煩すに至りたるは以ての外と云はざる可らず更に條約勵行案に至ては根を攘夷的思想に托し天下の愚民を驅て殆んど國是を誤らんとす誰か驚かざるものあらんや左れば改進同盟の二派にては前記の通り最も此等の諸問題の起らんみとを希望しつゝも自身は唯贊成者の起立に表するのみにして星問題をば安部井氏をして發言せしめ官紀問題をば國民協會員の口を假り條約勵行も安部井氏を促し獨り千嶋艦事件を云々したるに過ぎずして而して事實に於ては星問題の結果として自由黨に分離を生ぜしめ條約勵行案によりて解散となりたれば從來自派の爲め圖り得て妙なるに似たれども衆院全體より之を眺むるときは唯一圖に政府を苦めんみとを是れ務め復た問題の性質如何を吟味するの餘地なくして識者の取らざる所を取り紛々擾々の極解散せられて自から聲譽を損したるのみならず政府に於ては既に大に衆院の始末に苦しみ之を解散せんとするも解散の口實なき上に解散後の勝算も見込なくして後へには前內閣の氣焔もあり左右顧問一方ならざりし折柄かゝる攘夷的の議論を發して政府をして立派に解散の理由を得せしめたるみそ愚かしくも無謀の限りなれ俗に待てば海路の日和と謂へる如く攘夷的議論の跋扈もとより國家の慶事に非ずと雖も開會前には政府も敢て大日本協會等に對して注意の色なく萬事甚だ無策なるが如く見えたりしが今や俄に部內の決心を一にして解散に次ぐに莊々堂々嚴重の取締を加ふるを得るに至りたるは寔に政界の變象に得意を擅はすみとならん而して最後の決戰と定められたる豫算案は如何に成行きたるやと云ふに唯豫算委員が大削減を加へたりと聞くのみにして其儘となり空しく第六期に目送せられんとす若しも第六期を特別議會となし前例の如く時日なきの故を以て豫算を提出せざるみと〻もならば更に第七期にまでも繰越さる可し奇と云ふ可きのみ我輩をして憚る所なく評せしむれば第五議會は實に衆院の爲めに最も多望なりしに却て最も失敗を重ねたるものと云ふの外なし要するに衆院は能く內外の形勢を詳にして政府を苦むる所以の道を擇ぶみそ將來注意す可きの要點なる可し

雜報

○恢復の困難　布哇駐在米國公使ウイリス氏は穩かに王政府を恢復せしめんと大統領の訓令を帶びて任地に赴むきし以來其手續きを試みたれども假政府は更に承知せず兵力を以てするにあらざれば明け渡さじと主張し前女王は又米國政府が兵力を以て保護するにあらざれば假令ひ一旦勢ひに乘じて位に復するも再び顚覆さるゝは瞬く內なるが故に其保證を公使より得るまでは恢復の企て無益なりと稱し双方の趣豫想外なれば公使は之を本國政府に具狀して更に訓令を求めたり左れど一般に風說する所に據れば大統領とても容易に他の訓令を與ふる譯に行かざれば國會に提出して其議決に從はんとする模樣なる由華盛頓よりの近報

○兩練習所規則の發布　海軍省にては此程海軍水雷術練習所規則及び海軍砲術練習所規則を制定發布せり

○海上勤務に算入す　昨年海軍省達第百十七號を以て軍艦龍驤を海軍砲術練習所に軍艦迅鯨を海軍水雷術練習所に充用中同所に於て下士卒の勤務日數は總て海上勤務に算入する旨海軍大臣は此程令達せり

○下士撰拔教員　海軍下士にして海軍砲術練習所及び海軍水雷術練習所の教員となすべき者は該所長各鎭守府より撰拔し之を橫須賀鎭守府司令長官に具申すべしと海軍大臣は一昨々日令達せり

○掌砲兵以下の定員改正　海軍省にては此程軍艦嚴島外三十四艦、各鎭守府海兵團、各水雷隊敷設部及び攻擊部の掌砲兵、掌水雷兵、掌機工、機關工及び水雷工の配置の定員を改正せり

○西洋夢判じ（つゞき）

石塔●　自ら石塔を建つると見るは婚禮して子供の生る

るを告ぐる夢な
病に取着れ身を
有し又は之を
となれば己より
ばなり之を要す
に吉し
盜賊●　を夢むる
ると知る可し
水●　を飲みつし
可く戀する人に
見棄てられ決し
涕泣●　泣き悲む
る原因の爲めた
悅び事ある瑞
妻●　が他人に結
るなり
書字●　情人に手
夢むれば色よき
秘密●　の發かるゝ
地檢●　地檢は
持の爲めには家
には情を知らぬ
る●情人●との間を
黃色の花●　の夢
が働きもて
なり
水松●　水松の夢
死去の爲めに夢
遺族中に己の保
鰻●　鰻の夢は夢
が速に世帶
千六百三十六年
以上掲載せし文
樂なるを示すな
以て
家又は麵包屋に
り若し又處女な
者が獨身なれば
と騷ぜし狂言師
詞あり其詞の中
ふ夢を見た事が
又夢の中に若い
ふ意味の條あり
末は巨人と運命
中のルース篇に
の下に置くこと
百九十年出版「
又夢の告を得ん
枕の下に置く習
思ふ男に若しき
島の心臟を取り
可し左すれば
彼の島の心臟の
苦さ夢を見たる
各州に行はるゝ
夜十二時に於て
此灰を丁寧に
を十字架の記付
きて眠れば夢の